実施 04　自家用電気工作物保安管理業務仕様書

本仕様書は当該業務の最低要求水準を示す。設備の詳細配置、設定値、制御情報、緊急連絡先その他セキュリティ上の配慮を要する情報については、公募時の現地確認又は契約締結後の限定開示により提示し、受託者は、当該情報を業務計画書、設備台帳その他必要な関係書類に反映するものとする。

1．適用

(1) 本仕様書は「堺市産業振興センター貸館運営及び施設管理包括業務委託　総合仕様書」（以下「総合仕様書」という。）と一体として適用し、本業務の個別条件を定める。共通の統括管理、再委託、安全管理、報告、検査、費用負担、データ帰属及び引継ぎは総合仕様書による。

(2) 本仕様書は最低要求水準を示すものであり、受託者は当該水準を満たした上で、安全性、品質及び業務効率の向上に資する方法を提案できる。

2．目的及び対象設備

(1) 電気事業法その他関係法令に基づき、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保する。対象は、需要構内に設置された受変電設備、配電設備、負荷設備、接地設備、保護継電器、監視装置及び非常用予備発電設備に係る電気保安上必要な範囲とする。

(2) 見積及び業務計画の基準となる設備条件は、受電電圧 6.6kV、受電最大電力 397kW、受電設備容量 1,200kVA、非常用予備発電設備 220V・160kW・200kVA とする。現況に軽微な差異がある場合も、業務目的及び法定義務を満たす範囲は本業務に含む。

(3) 受託者は業務開始前に現地確認を行い、設備名称、数量、定格、系統、保護方式及び保安上の留意事項を設備台帳に整理し、発注者の確認を受ける。重大な相違により費用又は履行方法へ影響する場合は、作業着手前に協議する。

3．実施体制及び法定手続

(1) 受託者は、法令に適合する電気保安法人又は電気管理技術者等を明確にし、担当者、資格、連絡先、代行体制及び緊急時の到着見込みを記載した実施体制表を提出する。

(2) 外部委託承認制度を用いる場合は、設置者と保安管理実施者との法令上必要な契約及び承認条件を確保し、保安管理の空白を生じさせない。必要な申請・届出案は受託者が作成し、発注者の確認及び授権を得て提出する。

(3) 保安規程その他設置者が保有する関係資料は、契約後に業務上必要な範囲で閲覧又は貸与する。受託者は不足情報を現地調査及び法定記録から補完し、業務遂行に必要な一覧を作成する。

4．点検及び年間計画

(1) 通常点検は隔月、各年度 6 回を基本とし、毎年度 1 回、原則として休館日に停電精密点検を実施する。精密点検を実施する月の通常点検は、同月に必要な点検項目が精密点検で満たされる場合に限り重複実施を要しない。

(2) 点検対象及び最低実施項目は次表のとおりとし、保安規程、設備の構成、使用状況及び劣化状況に応じて必要な項目を追加する。

区分	頻度	最低実施項目
通常点検	隔月・年 6 回	外観、異音・異臭・過熱、表示・警報、電圧・電流、漏れ電流、接地、受変電室環境、非常用電源の状態、記録確認
停電精密点検	年 1 回	停電・無電圧確認、絶縁抵抗、接地抵抗、保護継電器・遮断器試験、受変電設備清掃・増締め、非常用予備発電設備との連動確認、復電・相回転・負荷確認

臨時点検	事故・異常・工事時	原因調査、応急措置、絶縁・保護装置等の必要試験、安全確認、再発防止、使用再開可否の助言

(3) 受託者は各年度開始前に年間計画を提出し、実施月、停電候補日、点検範囲、試験項目、必要時間、人員、停電・復旧手順及び他業務との調整事項を示す。点検頻度を受託者の判断のみで減らしてはならない。

5. 保安管理及び事故対応

(1) 点検、測定、試験、清掃及び調整を実施し、異常・劣化について、危険性、緊急度、使用継続可否、応急措置及び恒久対策を報告する。

(2) 事故、停電、地絡、過熱、異臭、漏電その他の異常時は、夜間・休日を含む連絡体制により対応し、必要に応じ現場へ出向き、応急措置、原因調査、必要試験及び再発防止を行う。

(3) 重大事故又は波及事故のおそれがある場合は、直ちに発注者へ連絡し、関係機関への報告又は届出に必要な資料を作成する。

6. 停電及び他業務との責任分界

(1) 停電作業は、貸館予定、統括 04 設備運転監視業務、実施 16 非常用発電機定期点検業務、実施 17 防災設備保守点検等業務及び実施 01 機械警備業務と調整し、発注者の承認を得て実施する。

(2) 本業務は法定保安判断、定期点検、停電時の電気保安統括及び事故時の保安対応を担当する。日常の運転監視は統括 04 設備運転監視業務、発電機本体の点検・分解整備・部品交換は実施 16 非常用発電機定期点検業務、消防設備としての機能確認は実施 17 防災設備保守点検等業務が担当する。

(3) 停電精密点検では、受託者が停電・検電・接地・復電に係る電気保安上の手順を統括し、関係業務の作業着手及び終了を確認する。復電後は、電圧、相、警報、主要負荷及び関連設備の復旧を確認する。

7. 成果物及び費用

(1) 別途費用を伴う作業は、総合仕様書第 5 項及び第 16 項に基づき、発注者の事前承認を受け、作業内容、金額及び費用負担に応じて、発注、書面による契約変更又は別途契約等の必要な手続を経た上で実施する。承認のみをもって契約変更又は別途契約が成立するものではない。緊急時は仕様書等に定める必要最小限の安全措置及び報告を優先し、追加費用を伴う作業は発注者と手続を確認する。

(2) 年間計画、実施体制表、設備台帳、各回の点検報告書、測定・試験記録、停電作業手順書、事故・異常報告書、未是正事項一覧及び年度総括を提出する。

(3) 通常点検、年次精密点検、緊急連絡・通常の初動対応、交通費、点検用消耗品、清掃資材、申請・届出支援及び保安管理に必要な監視装置の設置・使用・撤去は委託費に含む。設備の修繕、更新、改造工事及び部品交換は、発注者が別途承認したものを除き本業務に含まない。

(4) 受託者が設置する監視装置は受託者所有を基本とし、通信費を含め委託費に含む。契約終了時は、発注者が残置を承認した場合を除き、受託者の負担で撤去し原状回復する。

8. 資料の取扱い及び現地確認

(1) 本業務の履行に必要な単線結線図、保安規程、設備台帳及び過去の点検記録は、契約後に発注者が保有する範囲で閲覧又は貸与する。ただし、これらを公募時の別添資料とはしない。

(2) 応募者は、必要に応じて発注者が設定する現地確認の機会に設備及び作業条件を確認する。資料の不足又は表記差異のみを理由として、法定義務又は本仕様書に定める最低要求水準を免れるものではない。

(3) 本仕様書に定めのない事項は、関係法令、保安規程及び一般に認められた電気保安実務に従い、発注者と協議して処理する。

9. その他本業務で求めること

(1) 保安管理業務担当者について、外部委託承認要件への適合、資格証明、代行体制及び緊急時の到着見込みを点検計画書に明記し、変更時も速やかに届け出ること。

(2) 停電精密点検は、実施予定日の概ね 1 か月前までに候補日、停電範囲、所要時間、復電手順及び関連設備の復旧確認方法を提示し、貸館予定及び関係保守業務と調整すること。

(3) 事故・故障時は、24 時間連絡受付が可能な体制を確保し、現状確認、送電停止等の安全助言、臨時点検、原因調査及び再発防止に必要な助言を行うこと。

(4) 監督官署の立入検査、電気事故報告、外部委託承認申請その他法定手続について、受託者は資料作成、提出又は立会いを支援し、その写しを発注者へ提出すること。

(5) 損害賠償保険等への加入状況及び高圧電気設備の点検に必要な安全管理体制を、契約後の提出資料で確認できるようにすること。